

写

専 決 処 分 書

東日本大震災に係る東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難のため転入した第1号被保険者の介護保険料について、令和5年度においても一部見直しを行った上で引き続き免除するため、東日本大震災に伴う国による避難指示等対象地域からの転入者に係る岩沼市介護保険料の免除に関する条例の一部改正について、議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

岩沼市長 佐藤 淳 一

東日本大震災に伴う国による避難指示等対象地域からの転入者に係る岩沼市介護保険料の免除に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災に伴う国による避難指示等対象地域からの転入者に係る岩沼市介護保険料の免除に関する条例（平成25年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和4年度」を「令和5年度」に改める。

第2条第2項第1号中「及び避難指示解除準備区域」を「、避難指示解除準備区域及び特定復興再生拠点区域」に改め、同項第3号に次のように加える。

カ 令和4年度に指定が解除された旧特定復興再生拠点区域

第2条第2項第4号中「令和3年中」を「令和4年中」に改める。

第3条を次のように改める。

（免除対象者等）

第3条 保険料の免除対象者は、次の各号のいずれかに該当する第1号被保険者とし、免除となる保険料は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 帰還困難区域から避難のため転入した者及び平成27年以降に指定が解除された旧避難指示区域等から避難のため転入し、かつ、上位所得層に該当しない者 令和6年3月31日までに普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日。以下同じ。）が到来する保険料
- (2) 平成26年までに指定が解除された旧避難指示区域等から避難のために転入し、かつ、上位所得層に該当しない者及び令和4年度に指定が解除された旧避難指示区域等から避難のために転入し、かつ、上位所得層に該当する者 令和6年3月31日までに普通徴収の納期限が到来する保険料のうち令和5年4月分から同年9月分までに相当する月割算定額

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の東日本大震災に伴う国による避難指示等対象地域からの転入者に係る岩沼市介護保険料の免除に関する条例の規定は、令和5年度以後の介護保険料について適用し、令和4年度までの介護保険料については、なお従前の例による。